

「司法ネット（仮称）の整備」についての御意見募集の結果概要

当事務局において実施した標記の意見募集（平成15年3月27日から同年6月30日まで実施）に対しては、167件の意見が寄せられた。

本資料は、寄せられた意見の中から、司法ネットに関連する部分を引用し、主要な論点ごとに整理したものである。なお、意見内容を引用するに当たっては、誤字と思われる字を修正した上、要約し又は部分引用にとどめた。また、意見内容の整理に当たっては、一通の中に複数の意見が示されている場合には、それぞれの意見を別個に取り上げている。

1 司法ネット構想全般に関するもの（司法へのアクセス障害の現状に関するものを含む。）

司法ネットは、社会の活性化とトラブル防止による裁判所の負担軽減に絶対に必要な制度であると考えます。一般市民にとって、何らかの「非定型的」な社会活動をしようとする場合、どこに助力を仰げばよいのか、そもそも解らないのが現状です。弁護士、司法書士、公証人、税理士、県あるいは市の窓口、社会保険労務士、行政書士、弁理士等々これらのどこに相談すれば必要かつ十分なのかはわかりません。さらにその人には何を聞けば正確な答えが返ってくるのか、つまりその人の専門領域もわかりません。これらの全てを一軒ずつ相談して回るなど非常に面倒なことである。結局「高い費用をかけて弁護士に全て一任するしかない。そこまでするくらいならやめてしまおう」ということになる。これは極端な例かもしれないが、これでは活気ある社会など来ない。司法ネットの市民への窓口は一種類に絞って、何か社会制度上わからないことがあったらそこに行って相談すればきちんと問題分析して行き先を振り分けてくれるようにする仕組みにすることがよいと考える。この窓口相談員には非常に高い技量が要求されることになる。民間にも門戸を広げて、それなりの報酬で人材募集する必要もあると思う。このような司法ネットであれば、大いに期待している。

個人が裁判所に訴訟を起こすのは大変なことである。時間もかかるし、その間の精神的、肉体的疲労は計り知れないし、大金もかかるとなれば、それだけ

で何もできなくなる。犯罪以外では、日常的にあまり身近でないため、名称も言葉もわからないことだらけである。ここに相談すればという窓口があるといいと思う。区役所や都庁等で教えてもらえて、専門の弁護士が相談にのってくれるようなものを結成してほしい。それでなければ、弁護士会で相談しても、特に金融に強い弁護士というのはわからない。何人が弁護士に当たってくださいと言われる。結局どこに依頼したらいいかわからない。

現在、遺産相続協議の件で訴えられている。祖母が亡くなってまだ1年も経過しておらず、話し合い等全く行われていない状況にもかかわらず、訴えを受理できるシステムに疑問を感じる。このようなケースに関しては、訴える側は司法を身近に感じると思うが、訴えられた方は、死の悲しみに直面している中、どのようにして良いのかとまどう。そういった意味で、現在の司法制度について身近だと感じることは全くない。このような思いもよらぬ事件に遭遇した時に相談する窓口として司法ネットの整備はとても重要なものだと思うので、早期実行を切に願う。

県民センターの弁護士相談は、同一内容では1回しか相談できず、市役所や区役所の法律相談は予約が満杯だったり、早朝から並ばなければならず、電話による警察相談も満杯で、一日中つながらないというありさまで、やむを得ず有料の弁護士相談も利用することになり、法律相談で激しいフラストレーションを体験した。これまでばらばらに運営されている県・市・区の法律相談を連携させ、空きが生じたところをどんどん紹介できるようなシステムづくりも是非必要である。更に、電話による相談の充実や、現在特定箇所に集中しやすい有料相談の分散化も必要である。世の中が複雑になり、人々の権利意識も高まる中、弁護士の必要性はますます高まる一方である。国が責任をもってガイドラインを設定し、わかりやすく国民に説明する必要がある。

司法ネットは国民にとってとても有り難く親切なシステムだと思う。万人向けのものにしてほしい。司法ネットや法律は私たちの生活を守る上で大きな役割を果たすと思う。

今、現に存在している、法律相談所や法的救済機関の紹介のみを専門にした、独立した機関の設置を提案する。実際に問題を抱えている人は自分はどこに行けば、どのような法的救済が受けられるのか、相談にのってもらえるのかも分

からないもので、救済を受けたくても、受けられないのが現状である。そういう人たちのために、法律相談等とは別に、まずそもそもの出発点である、どこに行けばどのような相談にのってくれる人がおり、またどのような法的救済が受けられるのかという問題を解決する事が「あまねく市民」が法的救済を受けられるようになるためには重要である。そこで実際の問題の相談を受けるのではなく、どこに行けばいいのか、案内してくれる、手続や機関の紹介のみを専門とする独立した機関があればいいと思う。人が抱えている問題は多種多様なわけだから、そういう手続機関の紹介を受けられる機関が設置されれば、どんなに困っている人も、まずはそこに行けば、自分はどこに相談に行けばいいのかわかるようになり、市民の誰もが、気軽に利用でき、かつ適確に自分はどこに行けばよいのかわかることが問題解決の一步になると考える。またそうなることで、今よりさらに現にあるADR機関の利用・法的救済の利用が高まるのではないか。

自分は昨年「内職商法」で、ある業者に騙された。最初に近くの消費者センターに行ったが、役には立たなかった。そして、行政書士に依頼して、今まで払ったお金を取り戻す事が出来た。弁護士費用や行政書士への依頼費用がなく、仕方なしに無料の消費者センターへ行く者も多くいる。このような者の為に、もっと消費者センターも改善していくべきだと思う。弁護士については、例えて言うと病院のように専門分野で看板をかかげて欲しい。弁護士は相談するのに有料であり、相談してから得意分野ではないと分かるのは、時間とお金の無駄になる。そして、相談料が高過ぎる。弁護士への依頼は、着手金や成功報酬など、行政書士などより費用が随分掛かる。これから多額の費用が掛かるといふのに、最初の相談の時点で掛かるお金というのは抵抗がある。本当に困った時に、まずどこへ行き、どのような行動を起こすのかという事を、もっとみんながわかるようにしてもらいたい。

隣人とトラブルになり、町内会の民生委員に相談したが、役所や警察に行くのに同行してくれるが、権限がないので相手にやめさせられない。市役所にも相談にいき、区の担当を紹介され、民生委員と共にいろいろ話をしたが、区役所ではこれ以上のことはできないから警察に行けと突き放された。民生委員といっしょに警察の住民相談室に行ったが、相手をせずに無視しろ、交番勤務の

警官には連絡しておくということで、暴力沙汰でなければ、法に触れなければ警察は行動できないということだった。我々は、暴力や怪我に発展する前に何とかできないのか。

最近、ヤミ金問題などが社会現象化し安心して生活できない。もし、自分自身にこのような問題が降り掛かった時、どのように処理するか考えてみると、まず、弁護士に相談すると思うが、弁護士に問題解決していただくと、費用の面でかなり負担になるだろうと思う。そこで、司法ネットの整備が必要であると思う。司法ネットの目的としては、全国のどの街でも、平等に市民が、法的な救済を受けられ、安心して社会生活を営むことができることを目的とすべき。司法ネットの体系については、全国都道府県の市町村単位に、国が承認した法曹（司法試験合格者）を置き、低料金で、市民の相談に対処する。そして、1ヶ月ごとに、市民の相談事例などの詳細を、全国で会合を開いて検討し、次のトラブル防止に努めるようにすべき。最後に、司法ネットの整備が実現することで、法律というものが、一般市民に身近に感じられ、犯罪防止及び犯罪減少に繋がることを願っている。

常に利用する市民の側にたった議論及び制度構築をすべきである。常に市民の側に立った配慮を行うことによって、より身近なより信頼の出来る司法制度が構築できる。

誰でも、どこでも、安心して利用できるという事について、配慮して欲しい点を述べると、利用する手段は多様であること（精神障害、難病、知的障害、外国人、乳幼児や児童、教育が不十分な人もいる）対人恐怖や引きこもりの場合等手段に限られる場合もある。間接的な方法や個人名仮称での受付も出来るといいと思う。利用が阻害されたり、利用した人が不利益を受けるようでは困るし、経済的にも利用しやすいといいと思う。他の機関、NGO等の民間団体との連絡、調整、協力は必要である。人材の育成、制度や関係の社会資本の整備とその予算は十分でない困るし、随時監視して手直しする必要がある。

法律扶助協会や消費者生活センター等の役割分担を整理すべきであり、ネットワークの構築を進める必要がある。

市民の相談の多くは、金銭貸借、親族相続関係、労働問題（セクハラ等含む）DV、消費生活関係などだろうが、法的救済は、各法律において制度があった

りして簡単ではない。ワン・ストップとはなっていない。全体に幅広くかつ詳細な面にも精通するのは大変である。観光地のJRの駅にある観光センターや旅行センターのように、相談者の住所地に近い専門家をその場で紹介できるような仕組みがあれば素晴らしい。そのような紹介によって来所した相談者には、特別の配慮と相談料を用意して、低価格で対応できるようにしてはどうか。市民の幸福につながるような法改正に積極的に取り組んで、法律を変え、国を変えていただきたい。

一地方の弁護士の体験として、司法救済に関する窓口が整備されることには賛成である。しかし、まず第1に窓口整備は事後救済のためという感が強く、学校での学生に対する司法教育や国民に対する成人の教育の充実も必要である。第2に、窓口を整備したとしても、その存在が国民に知られなければ意味は無いのであって、広報の予算も必要である。例えば、民事・家事の窓口の場所として裁判所はもちろん、法務局や警察署、公民館なども利用することも考えるべきである。その意味で、刑事と民事・家事は峻別すべきではないか。第3に、窓口を整備しても、消費者センターの紛争解決例を見ても明らかなように、多くの場合、窓口案内や制度紹介だけではなく、具体的助言や代理による解決が必要となるので、そのための人的な手当と予算が必要である。いまの民事法律扶助法の予算では不十分である。第4に、やはり法的紛争の予防と法的な解決における裁判所と弁護士（会）の果たすべき役割を重視すべきであり、司法ネットの事業内容や運営は地方自治体と裁判所、弁護士（会）との具体的な協議を経て行うべきで、国の関与は最小限にとどめ、費用負担とハードの提供に力点を置くべきである。

質が高く豊かで利用しやすい法情報は民主主義を支える必須の基盤である。司法ネットは、国民と法あるいは法情報を実質的に結びつけることが目的であり、国民が主体的に、自律的に法律や法制度を使いこなしていくための恒久的な基盤をつくるものであると考える。したがって、アクセス拡充の前提として、国民が主体的・自律的に法や法制度を使いこなしていくための基盤となる制度の整備・充実化を主眼に置くべきである。

「利用しやすい司法を」というスローガンは誰も反対しないであろうが、地方分権・小さな組織という流れの中で、大きな司法ネットが構想されているよ

うで、ここに危惧を覚える。枠組みとお金を用意して、具体的な制度と内容は各県での調整に委ねるといった選択肢もありうるのではないかと。各国の司法サービス状況と予算状況なども比較検討してほしい。

アメリカの訴訟社会（なんでもかんでも弁護士に頼み、金にしようという風潮）は、日本ではまだまだ馴染んでいない。だから二割司法程度でいい。あとの八割は泣き寝入りしていない。弁護士にひどい目に遭ったと言ってる人がゴマンといる。弁護士の数を急速に増やせば、それに見合う事件がないので無理をして事件発掘のため、無料法律相談とかいろいろやるが、下手して命取りになった弁護士も少なくない。二割司法、八割泣き寝入りは、国民の「実態調査」をかなり広範囲長期間にわたって実施して下さることを提案する。拙速は禁物である。

2 相談窓口（アクセスポイント）に関するもの

市民が気軽に司法制度や法律相談を利用できるような環境を作る必要がある。弁護士会や地方自治体で無料法律相談が行われているが、充実していく必要がある。すべての自治体で行うようにしていくべき。夜間や閉庁日に行うべき。市民が利用しやすくすべき。市民への広報を充実して、身近なものとしていくことが大切だと思う。広報は、自治体の広報紙などを活用することはもちろん、司法制度（調停を含めて）や裁判外紛争解決手段、各種法律相談窓口を紹介したパンフレットの作成・配布をしていくべき。マスコミやホームページを積極的に活用して市民に知らせることが大切である。そのため、総合的な司法に関する情報提供を行うホームページの開設が望まれる。また、公民館などの公共の施設での巡回無料法律相談を行うことが必要である。より身近に相談窓口があれば利用しやすい。制度を充実するだけでなく、市民に立った運用が大切である。そのことにより、あまねく市民が司法を受けられる。

司法制度改革において弁護士の数を増加させることももちろん大切であるが、その弁護士制度を市民が必要とするときに手軽に有効に活用できることが重要である。個別の案件についてあまねく市民が平等に法的専門家のアドバイスを受けることができるようになるためには、予備的相談の無料化や手数料の

引下げ等の改善が必要になってくるであろう。その第一歩として、常設の無料法律相談所を全国どの街にも設置してみてもどうか。

国民が気軽に相談できる窓口が少なすぎる、専門家による常設相談所を最低各自治体に設置すべき。

各自治体と国が折半で費用を出して人口10万人以上の街に必ず司法ネットを設けるようにすべき。

インターネットの法律相談には本当に励まされ、助かった。公の機関でもネットで有料相談を受けてくれれば、助かる方がたくさんいると思う。相談はやはり有料でないと、いたずらが多くなってしまわないか。

私的相談窓口の活用を提案する。日常生活の問題は誰でも2つや3つは抱えているはずであるが、弁護士等に相談するまでもないものか、相談するとしても経費がかかりすぎる。行政窓口もあるが、一過性的対応が多い。被害者支援センター、ファイナンシャルプランナー、事故査定員等は現場での経験が比較的豊富である。私的ではあるものの、そのような有資格者(専門家)が相談窓口となって初期対応し、問題点とアドバイスの内容を弁護士などに報告するようなシステムを提案する。これにより、一人で悩んでいる人たちを、少しでも、タイムリーに、かつ、底辺から助けることができる。初期対応するコンサルタント等には、研修を義務付け、かつ、身分証明なども必要である。

適切な法情報の提供、他の対応機関紹介、斡旋などを行える知識を修得した「法のコンシェルジェ」たるべき人材の育成と配置が必要である。

現状では、刑事事件では各弁護士会の当番弁護制度に依拠し、家事では家裁での相談がメインであるし、民事では、ADRがたくさんあってややこしい限りである。窓口がまちまちであるので、一般人としては、とっつきが悪く、二の足を踏む状態である。これを、一本化した窓口ができないものだろうか。

法律相談というものは、相談する側で、これは弁護士、これは司法書士、これは税理士というように杓子定規にどの専門家か振り分けられるものではない。常にさまざまな問題が入り混じりながら、ひとつづつ最終解決に向けて解消していくものである。法律家職能間の連携が重要である。

小さな犯罪を根絶するということは大きな犯罪を防ぐことに繋がる。そのためには司法の一部を警察署内に置き、国民の相談窓口を作るのが先決だと思う。

司法の窓口が入ることによって緊張感も高まり、スムーズに警察との連携も図れると思う。

昨今、多重債務者の増加、いわゆるヤミ金の跋扈により多重債務者に対する法的サービスの提供は急務であるが、市区町村の中には、定期的に弁護士や司法書士による法律相談等を行っているところであっても掲載されないなど、法的サービスの担い手が既に存在しているにもかかわらずこれが十分に生かされていないという現実がある。

政府や各自治体が項目別（わかりやすい表題別）に、よくある問題に関していつでも法律を事例を含めて理解できるようなパンフレットを作って欲しいと思う。インターネットも同様に閲覧できるようにして欲しい。いつでも取り出せるような形式にすることで、一般の人に分かり易い法律紹介になると思う。それによって、問題解決にヒントが与えられると思う。さらに弁護士やコールセンターに助けを求める人のために、相談窓口案内を同時に紹介するとういと思う。あくまで、入り口は、分かり易いイラストを使ったようなものにし、各自治体にも紹介窓口を設けることで、市民が安心して法律に関する相談ができるようになると思う。

都道府県や市単位で、弁護士事務所の場所や弁護士個人の情報、扱う問題などを掲載した冊子のようなものを作ればよいのではないか。そうすれば紛争に悩んでいる市民は、予めどこに相談に行くかを選べるし、情報を与えられることによって身近に感じられるので相談に行きやすいと思う。また、冊子には過去に相談に行った人の意見なども載せればよいと思う。これは、裁判所などに置いていても一般の人の目には触れないので、回覧板でまわしたり市役所などに設置したりすれば目につくのでよいと思う。

地方においては、法律相談をするということはマイナスイメージを持たれがちな事項である。地方においては、お隣さんとかムラ意識が根強いため、相談会に行ったことが近隣の住民に知られてしまうと、相談内容の如何にかかわらず、「あの人は相談会に行った」と法律相談をしたこと自体が地域での話題となり、「あの人は破産する」とか「離婚する」といったようなマイナスイメージの全く根拠のない噂話的な話が広まり、よからぬ風説が地域に流れることが少なくなく、これが法律相談会に行くことを妨げる大きな要因となっている。

このような法律相談に行くこと自体を抑制するというような地域的問題が存在することが多いという点をよく認識すべきである。特定の機関・施設を設置する場合は、管轄などの制限を設けるべきではなく、「誰でも」、「どこでも」相談できる機関にすべきである。

現在もっとも重要なことは、市民が司法にアクセスできるアクセスポイントを増やすことである。特に、簡易裁判所の統廃合、裁判官が常駐しない支部の存在など、司法の基盤整備が進まない中で、法律相談センターの役割は重要である。法律相談事業への積極的な援助を求める。これについては、直接的な財政的支援はもちろんであるが、例えば、住民に利便性の高い公共施設を無償で法律相談センターとして貸与するとか、住民に対し、法律相談の無料パス券を発行し、住民はこれを使って弁護士会の法律相談センターで相談を受けることができるような制度も、十分検討に値する。

法情報（判例等、条例等）データベースの構築、管理を一元化し、IT技術を利用したアクセスポイントへの情報提供、手続ガイダンスなどのサービス提供の充実・強化を検討すべきである。

「司法ネット」には、データベース（参照できる資料集）として、現行法令・通達集、判例集、関連資料を網羅したものを付けてほしい。

訴訟手続全般に関する一般的な手順・提出書類の書式に対するアドバイスや判例等の検索・提供を行う専門機関の設置が必要である。一般の市民にとってなじみの薄い訴訟手続についての参考資料は、一般書店や地方図書館には揃っておらず、地域によって大きな格差がある。この不公平な状況を打開するためには、新たな専門機関を各裁判所内はもちろん、全国どの街でも市民が気軽に利用できるように設置すれば、市民の法的知識の向上につながり、何人にとっても公正な裁判の実現に近づくのではないかと。

次のとおり提案する。市町村役場などに、住民のための「無料生活相談窓口」を設置する（週1、2回程度、実状に応じてなるべく多く開く）。市町村は、場所及び補助用具（机・椅子等）を無料で提供し、相談員は行政書士が中心となり、相談料無料で担当する、相談員の報酬、住民の相談料は無料とする。

医療と同じとまでは行かなくても、法律相談等の弁護士・司法書士費用を国

及び地方が一律何割か負担してはいかがか。

相談内容に応じた弁護士に相談したい。当日しか予約を入れられないのなら、どの分野が得意な弁護士がその日にいるのかを予めわかるようにしてほしい。

3 司法過疎対策に関するもの

地方の時代、産業の創造的クラスターなど知的財産等特許まで、地方の求めるものへの対応範囲は広い。無医村対策程度にならぬように願いたい。なぜ弁護士が都市、特に東京に集中しているか、ここが出発点。

弁護士が過疎地域に新たに法律事務所を設けるに際し、一定の援助制度が必要である。現在日弁連は、会員から特別会費を徴収してひまわり基金を設け、公設事務所の開設に出資している。このような新設事務所を支える公的制度としては、無利子ないしは低金利の貸付制度、開設後一定期間の税の減免措置などが考えられる。現在、国や自治体では、ベンチャー企業への支援を行っているが、これに類するような制度の創設によって、弁護士過疎地域への法律事務所の開設を促すことが可能である。

司法過疎の究極の解消方法は、各市町村にあまねく法律職能が存在することである。司法書士の中には、過疎地での開業を検討している者も多いが、残念ながら開業当初の資金不足の不安を理由に今一步が踏み出せない者が多いのも事実である。したがって、無利息無期限の融資制度の構築が必要であると思われる。

弁護士の大都会偏重が問題である。医学部の奨学金制度を見習い、ロースクールの学費等を負担し、一定期間、無・少弁護土地域に勤務することとしてはどうか。

弁護士過疎地には研修生を準公務員にして派遣する。軽便な巡回裁判所の弁護には司法研修生を当てる。

弁護士過疎、弁護士不足の地域を無くすため、法務局に「民事弁護官(仮称)」を置き、対象地域に駐在させる。民事弁護官は原則として刑事弁護は行わないものとする(国選弁護人制度があるため)。民事弁護官とは別に日弁連は弁護士を弁護士過疎地に弁護士を派遣・駐在させる事をもっと積極的に行わなけれ

ばならない。当該活動に参加しない弁護士には、年収の何割かを拠出させ、派遣、駐在の費用とする。

4 民事法律扶助に関するもの

弁護士会が繰り返し主張してきたように、法律扶助について、格段の予算措置が必要である。経済的理由によって、裁判を受ける権利を行使できず、侵害された自由と権利を回復することができないことがあるとすれば、許されざることである。民事扶助は勿論、起訴前弁護や少年付添を含めた刑事扶助も、本来国がやるべき事業であり、その拡大は焦眉の課題である。

法律扶助協会へも行ったが、資力基準が厳格だと感じた。普通の人にとっては弁護士費用が高いため、資力基準をもう少し緩和して法律扶助協会をもう少し利用しやすくしてほしい。あるいはそれが無理であれば、他の機関が行う無料法律相談窓口等の充実を図っていただきたい。

法律扶助協会に弁護士費用の立替制度をもっと利用しやすくしてほしい。「法律相談で裁判に勝てる見込みがあると言われた」という条件ではあまり利用できないのではないか。

法律扶助協会の資力要件は厳しすぎる。資力要件や勝訴の見込みの要件とは関係なく分割払いができる制度を作るべき。

5 公的刑事弁護に関するもの

警察の違法行為で事件に巻き込まれた時、日本には救済機関がない。捜査の段階でも、警察の違法行為で事件に巻き込まれている人は、国選弁護人をつけていただけたら大変助かる。

6 犯罪被害者支援に関するもの

裁かれた加害者は刑を受けるだけ、死刑・無期刑と重い刑を下されても刑に服するだけに反し、殺されたり、深い傷を負った人や家族には何の代償もない。

大黒柱や幼い子供を殺された家族には、何の恩恵もなく、一生悲しみ、くやしさを、淋しさを、いたわることなく背負っていくのである。その上普通の人々と同じくして、税金やローン（家、車、生活必需品）支払も当然しなければならない。被害者の安心して生活できる保障を、かなえてやる優遇を望みたい。殺人被害者救済費のようなものを支給できる制度を作って援助してはどうか。

被害者が裁判に参加するのは「被害者供述調書」のみで、これすら同意がなければ証拠とならないと聞いている。被害者の人権尊重、裁判参加等を主体とした被害者の権利確立を法律に明記する必要がある。

被害者の人権を大切にす意味において、法廷にて限られた時間の発言を認めるべきではなからうか。

7 運営主体の組織等に関するもの

公的資金や自治体からの支援、民間からの寄付金、事業委託による収益など多元的に財政基盤をつくり、透明性をもって運営されることが必要である。責任ある運営のためには、職員はスタッフ制を基本とし、地域事情に応じジュディケア制（開業弁護士による受任）、さらには検事、判事補等の派遣、隣接法律専門職等なども対象とすべきである。

司法へのアクセスは全国の地域で拡充されるべきであるが、中央集権により地域・地方を下部組織として扱うのではなく、司法の地方分権という発想に基づいた改革の姿が望ましいと考える。地域・地方自治体は法情報の提供・発信の主体となるべきであり、地域・地方自治体の「司法」への関わり方を最優先に検討すべきである。

運営組織の検討にあたっては、憲法に規定される「法定の手續の保障」「裁判を受ける権利」に対して国は責任を負うことに鑑み、政府の財源措置を円滑に受けられる組織形態にすべきである。しかし、司法ネットを官民協働で整備するという意味合いや公益性確保に加え、地域における運営は、自治体や地域住民の参加により、地域に密着した形で行われるべきであり、特定非営利法人なども検討されるべきと考える。地域に密着した体制としては、最終的には市規模単位までアクセスポイントを置き、都道府県単位に設置された組

織がサポートするという形が望ましいのではないかと考える。施設は、庁舎、公民館等の公共施設を活用することも検討すべきである。

司法ネットの整備の必要性に関連して、既存の取り組みを総合的に調整する中核的な組織（リーガルサービスセンター）の設置が議論されているが、この議論に関して若干の見解を述べたい。第1に、現在もっとも求められているのは、アクセスポイントの増加である。中心となるセンターを作った場合、事業の集中化を招いて市民の需要に反することのないよう配慮が必要である。第2に、実情を無視した運用がなされるような、中央集権的・画一的な運営がなされてはならない。各地の実情や市民の需要に応じた柔軟なネットワーク整備が求められる。そもそも行政改革は、理念的には、画一的で硬直した行政組織からよけいな付着物を取り除き、その機能の回復・強化を図ろうとした。ここで、地方の実情を無視した統一的な組織を作ることは、これまで各地の実情に即してリーガルサービスの提供に努めてきた民間の取り組みを台無しにするものである。第3に、司法の役割は、立法・行政に対するチェックと侵害された自由と権利の回復である。刑事弁護や行政訴訟はいうまでもないが、公的機関による市民の権利侵害事件など、市民へのリーガルサービスの提供には、常に官、とりわけ権力を行使する機関との緊張関係が保たれていることが必要である。その意味では、リーガルサービスを提供する機関の運営主体は、自主的で独立した機関であることが不可欠で、徹底した民間組織が追求されるべきである。また、個々の弁護士の弁護活動・訴訟活動の自主性・独立性の確保が保障される制度が必要である。第4に、このような視点と、すでに弁護士会や自治体等が行って一定の成果を上げている様々な事業の存在を考えるならば、現在行われている事業の充実を先行させ、裁判所や検察庁の充実を含めた基盤整備と事業への財政的支援を考えるべきである。

8 その他

中学や高校の授業の中で法律、裁判について勉強する時間を設けたり、学校のほうから裁判官や検察官、弁護士の方々を招いてお話していただければ、裁判に対するイメージが変わり、より身近に感じられるだけでなく、法的紛争に

巻き込まれても冷静に対処、相談し裁判を利用する人が増えるのではと思う。

トラブルに巻き込まれた場合、どのようなところに相談に行き、どのような解決方法があるのかを少なくとも、教育内容に盛り込むべきである。これまでの学校教育を見てみると、訪問販売等のクーリングオフについては、家庭科の授業において触れられているが、多額の負債を負った場合、どのような解決方法があるのかについては触れられていないように思われる。現在日本では、150万人の多重債務者が存在すると言われている。多重債務者が、適切な解決方法を知らなければ、いわゆる「ヤミ金」といった、犯罪金融に手を染めたり、最悪の場合には自殺を選ぶことになり、事態は深刻化するばかりである。一家の大黒柱が、自殺をしてしまうことによって、残された家族が路頭に迷ってしまうなど、多重債務者本人だけでなく、その家族にまで多大な影響を及ぼすといった二次的な影響も深刻である。また、行き場を失った多重債務者が、窃盗、強盗等の犯罪に手を染めてしまい、一般市民がその被害者となってしまう事態になるということも、強く認識すべきである。つまり、多重債務者の解決を図るということは、その本人の問題だけでなく、その家族延いては社会全体の安定を図るということに他ならない。また、破産をすると選挙権がなくなるとか、会社を解雇されてしまうことになるなど、未だに誤った認識を持つ者が多い事も、多重債務者問題を深刻化させている一要因である。正しい知識、正しい解決方法を教育していくことが必要である。

皆がどんなことで弁護士に相談するのか、一番国民が心配しているのは費用だと思うし、本当に法律などに知識のない素朴な国民が抱く疑問などをもっとニュースなどでも取り上げて欲しいし、自分に何かが起きたときにどうすればよいのか、最低限の知識を学ばせて欲しい。

「司法ネット」整備については、賛成であり、期待する。社会はみんなで暮らして行くところである。みんなが気持ちよく暮らせるようにお互い社会常識を守り、ルールを守らなければならない。

司法ネットは、救済される側からアクセスし易いようにして欲しい。その存在が分かりやすくしてほしい。こうしたものが本来なくて話し合いですむとかいう社会になって欲しいもので、法律家が出てくるようになったのは何か人と人とのつながりの持ち方が疎遠になってきたような気がする。

豊かと言えないものに、お金がかからずに司法ネットのサービスが受けられるシステムを確立して欲しい。

弁護士を依頼する場合、最もネックになるのが費用の問題である。しかし、弁護士側としても、その仕事内容が職人技の側面を有する以上、効率化には限界がある。また、市民に最も身近な少額事件については、そもそも、費用対効果が、赤字となる。そこで、司法についても、健康保険同様の、費用負担制度の導入が望ましいと考える。

欧米にあるホームドクター制をまねて、「家庭弁護士」を取り入れてはどうか。数人の弁護士が一定の地区の登録制にして、その地区の人は、何かあればまずその人たちに相談し、そこで手に負えない、専門外等の事例に出会ったら、より詳しい知識を持つ他の弁護士に紹介状を書く。この案のデメリットは、弁護士のプライドと、初めから大物弁護士に頼れないということである。メリットは、弁護士に少ないが安定した収入が予想されるので、相談料が安くなることと、誰に相談していいかわからないという法律の初心者をなくせることである。

日本全体で、弁護士の絶対数が少なすぎる。特に金にならない庶民の小さな相談には、忙しいとの理由で面談にも応じてくれない例が多い。身の回りの紛争を法的に解決しようとの社会的機運が高まっている中で欧米並みに国民一人当たりの弁護士数を確保することが必要。相談窓口を充実させるといった取組では、問題は先送りになるばかり。まさに弁護士は、庶民にとって高嶺の花であり、法的に解決の難しい案件が増えているのではなく、身の回りの易しい案件が法律で白黒付けざるを得ない場面が増えているとの認識を持つべき。

「全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられる社会」を実現するためには、行政書士を正面から活用する仕組みが望ましいと考えられる。それについて、国が果たすべき役割は、行政書士に行政訴訟と家裁の代理権を付与することである。手始めに経済改革司法特区を設けてその中で実行してはいいかがか。

司法ネットの第一線は、司法書士、行政書士や社労士が適していると思う。司法書士の法律的素養は弁護士に次ぐものであるが、人数が少ないので、合格者を増やしてはどうか。行政書士や社労士では能力的に無理だと言うなら、特

別に研修するなどすればよい。誰かの役に立ちたいと考えて勉強している人は多いはずだ。どうしてもというのなら、法務ファシリテーター等、別途「法務相談」の専門家を認定するなりすればよい。市民の多くは、技術的な法的事実認定についてというよりも、処置や方策について簡単な助言があれば自立的に解決していこうとするのではないか。

「あまねく市民が法的救済を受けられるような制度」を法制化するためには、立法技術として対象者を健常者のみをイメージして立案しないことである。立案者は、常に身体障害者を始め、それらの方に類する身体的に不自由のある者がいることを肝に命じて、それらの人たちのレベルに照準を当てて立案されることを望む。